

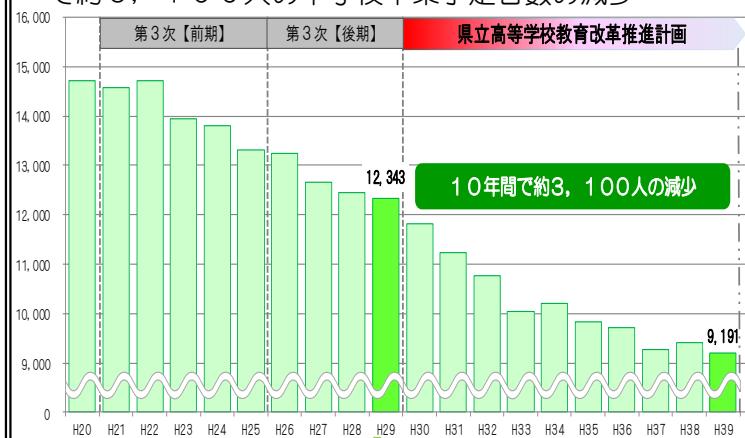
青森県立高等学校教育改革推進計画 基本方針(案)の概要

将来、高校教育を受ける子どもたちの教育環境を整備するため、青森県立高等学校教育改革推進計画を策定します。

第1 計画策定の趣旨

背景(P1)

- ① 社会の急速な変化（グローバル化・情報通信技術の進展、少子高齢化の進行等）
- ② 高大接続改革等高校教育を巡る環境の変化
- ③ 生徒の進路志望等の多様化（高校等進学率99%）
- ④ 平成29年3月から平成39年3月までの10年間で約3,100人の中学校卒業予定者数の減少



本県の未来を担う人財の育成(P2)

- ① 生徒一人一人にこれから時代に求められる力を育みます。

生きる力

- ・確かな学力
- ・豊かな心
- ・健やかな体



本県が特に重視する力

- ・逞しい心
- ・学校から社会への円滑な移行に必要な力
- ・本県の未来を力強く支えようとする心

- ② 全ての高校において本県の未来を担う人財を育成します。

- ・地域を支える人財
- ・社会を牽引する人財
- ・産業の発展に貢献する人財

計画策定の考え方 (P3)

① 充実した **教育環境の整備** と、各 **地域の実情への配慮** の二つの点に留意しながら、県全体の高校教育の充実に取り組みます。

② 一つの学校、一つの地域という視点だけではなく、学校と学校、学校と産業界、家庭、地域等が連携し、県全体が一丸となって **高校教育を推進する オール青森の視点**により取り組みます。

③ 市町村等と緊密な連携を図るとともに、県立高校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、**県民の理解と協力**の下、計画を策定します。

計画策定の視点 (P3)

- ① 各高校が特色を生かした人財育成に取り組むことができるよう、**学校・学科の充実**を図ります。➡ [第2]
- ② これから時代に求められる力を身に付けることのできる**学校規模**となるよう、**計画的な学校配置**に取り組みます。➡ [第3]
- ③ 高校間の連携等、**魅力ある高校づくり**に取り組みます。➡ [第4]

- ④ 県立高校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、**県民の理解と協力**の下、計画を策定します。➡ [第5]

計画の構成 (P4)

【青森県立高等学校教育改革推進計画】

基本方針(平成30年度からおおむね10年間)：学校・学科の在り方や学校規模・配置等、県立高校教育改革に関する基本的な考え方

第1期実施計画(平成30年度から5年間)
：学科改編や地区ごとの具体的な学校規模・配置等

第2期実施計画(平成35年度から5年間)

第2 学校・学科の充実

全日制課程の方向性 (P5~P8)

教育環境の整備

オール青森

共通

教育環境・各学科の充実

普通科等^{※1}

職業教育を主とする専門学科^{※2}

次のような教育活動に向け教育環境を整備します。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。
- ② 課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを実践します。
- ③ 社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を養います。
- ④ 各高校が連携しながら特色ある教育活動を行い、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。

(普通科等の重点校)

- ① 今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動^{※3}の中核的な役割を担う高校を重点校とします。
- ② 重点校と各高校が連携し、県全体の普通科等の質の確保・向上を図ります。
- ③ 単位制や併設型中高一貫教育の拡充について検討します。

(普通科等の充実)

- ① 各高校において特色ある教育活動に取り組むとともに、キャリア教育の充実を図ります。
- ② 各高校が連携しながら、生徒の幅広い進路志望に対応します。
- ③ 普通科系の専門学科については、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を検証し、設置意義を見直します。

(職業教育を主とする専門学科の拠点校)

- ① 農業科・工業科・商業科において、各学科の専門科目を幅広く学ぶとともに、専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高校を拠点校とします。
- ② 拠点校と各高校が連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科の質の確保・向上を図ります。

(職業教育を主とする専門学科の充実)

- ① 職業の多様化に対応できる資質・能力、高校卒業後も学び続ける態度を育みます。
- ② 大学との接続を視野に入れた取組や、地域、企業等との連携を推進します。
- ③ 専門化・細分化してきた学科については、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しを検討します。

※1 普通科及び普通科系の専門学科（理数、英語、外国語、スポーツ科学、表現の各学科）

※2 農業、工業、商業、水産、家庭、看護等の各学科

※3 選抜性の高い大学への進学に対応した取組、グローバル教育や理数教育等の特定分野の学習における先進的な取組等

第3 学校規模・配置の方向性

全日制課程の方向性 (P9~P12)

教育環境の整備

地域の実情への配慮

オール青森

県民の理解と協力

高校教育を受ける機会の確保 (P9)

◆ 中学生の進路志望に応じた高校の選択肢を確保します。

幅広い進路選択
に対応する高校

選抜性の高い大学への
進学に対応する高校

実践的な職業教育
に対応する高校

充実した教育環境の整備 (P9~P10)

◆ 一定の学校規模を維持することにより、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。

《学校規模の標準》

基本となる学校

1学年当たり4学級以上

普通科等の重点校

1学年当たり6学級以上

職業教育を主とする専門学科の拠点校

一つの専門学科で

1学年当たり4学級以上

学校配置の方向性 (P11~P12)

(学校配置の考え方)

- ① 学校規模の標準を踏まえ、6地区ごとに中学校卒業予定者数の推移、中学生のニーズ等に対応しながら計画的な学校配置を進めます。
- ② 生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するため、異なる学科の高校の統合により、複数の学科を有する高校の設置について検討します。
- ③ 公共交通機関の利便性等を考慮します。
- ④ 重点校を各地区に配置し、農業科・工業科・商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置します。
- ⑤ 地域校については、地域における通学状況を考慮した上で、配置します。

(計画的な学校配置 に向けた取組)

- ① 地区意見交換会(仮称)を開催し、あらかじめ意見を伺いながら具体的な実施計画を策定します。
- ② 計画的な統合を行う場合には、開設準備委員会(仮称)を設置し、統合校の新たな名称等について検討します。

定時制・通信制課程の方向性(P8)

総合学科

(総合学科の充実)

- ① 課題解決型学習による**主体的な学習**の充実を図ります。
- ② **系列**については、生徒のニーズ等を踏まえ見直します。
- ③ 社会人や地域の有識者を講師として活用します。
- ④ 学科改編については、生徒のニーズ等を踏まえ検討します。

多様な教育制度

(中高一貫教育)

①**連携型**…生徒数が減少し、連携が難しくなっていることを踏まえ、今後の在り方を検討します。

②**併設型**…新たな設置については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数等を考慮しながら検討します。

(全日制普通科単位制 ・総合選択制)

○ 進路志望等の達成に資することができる場合には新たな導入について検討します。

(定時制・通信制共通)

- 様々な事情を抱える生徒に広く高校教育を提供する役割を果たしていくため、教育環境の充実を図ります。

(定時制)

- ① **特別支援学校等との連携**、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるよりきめ細かな**支援体制の整備**等、教育環境の充実を図ります。
- ② **工業科**については、生徒のニーズ等を踏まえ、今後の在り方について検討します。

(通信制)

- **後期入学制度**や**ICT**を活用した教育方法の導入等について検討し、教育環境の充実を図ります。

◆ 地理的な要因から高校への通学が困難な地域が新たに生じないよう配慮します。

(地域校)

- ① 学校規模の標準を満たさない高校であっても、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じる場合は、**地域校**として配置します。
- ② 高校への通学が困難な地域については、**公共交通機関の状況**を考慮し、総合的に判断します。

《公共交通機関の状況》

- ・**路線の整備状況**（通学可能な公共交通機関が存在するか。）
- ・**利用時間帯**（早朝（おおむね午前6時以前）に乗車しなければならないか。）
- ・**利用時間**（片道の乗車時間がおおむね1時間を超えるか。）

(2学級規模の地域校)

- 入学者数が40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級規模とします。

(1学級規模の地域校)

- ① 校舎制導入校※4を地域校とする場合は、引き続き、**校舎制導入校**とします。
- ② 第3次実施計画【後期】により1学級規模とした高校を地域校とする場合は、引き続き、**本校**とします。
- ③ 本計画において1学級規模となる地域校は、引き続き、**本校**とします。
- ④ 入学者数が極めて少ない状況となった場合等には高校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次のとおり対応します。

募集人員に対する入学者数の割合が**2年間継続して2分の1未満**となった場合、募集停止等に向け、当該高校の所在する市町村等と協議します。

なお、協議を経て募集停止等となった場合には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。

※4 法的には分校。全学年が1学級規模となった段階で校舎制に移行し、本校舎と連携した取組により教育活動の充実を図ってきた。

定時制・通信制課程の方向性(P12)

定時制: 6地区ごとに配置することを基本とします。 **通信制**: 東青・中南・三八地区に配置することを基本とします。

第4 魅力ある高等学校づくり

学校・家庭・地域等との連携の推進 (P13)

教育環境の整備

地域の実情への配慮

オール青森

① 生徒数が減少する中で進路志望等の多様化に対応するため、各高校間の連携を推進します。

- ・生徒による合同研究や教員研修等の連携
- ・小規模校の生徒が様々な個性に触れるこことできる教育活動のための連携
- ・生徒や教員が移動する際の交通手段や安全性の確保

② 小・中学校、特別支援学校等との連携を推進します。

- ・キャリア教育、英語教育等の推進のための小・中学校との連携
- ・特別な支援を必要とする生徒に対応するための教員研修等における特別支援学校との連携
- ・生徒の能力を伸長させるための大学等との連携
- ・自ら地域の課題を発見し、解決に取り組む教育実践のための地域等との連携

教育活動の充実に向けた取組 (P14)

教育環境の整備

① 中学生の進路選択に資することができるよう、各高校における充実した情報発信を支援します。

② 教員の資質向上のための研修の充実を図ります。

③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の充実を図ります。これらの専門スタッフの配置や教職員配置の充実等について、国に働きかけていきます。

④ ICTの活用による教育活動の充実を図るとともに、施設・設備の整備を進めます。

第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進

県民の理解と協力を得る取組 (P15)

オール青森

県民の理解と協力

① 実施計画の策定に当たっては、幅広く情報提供するとともに意見を伺いながら、多くの県民の理解が得られるよう取り組みます。

- ・あらかじめ地区意見交換会（仮称）を開催し、地域の意見を聴取
- ・計画案公表後、パブリック・コメント、地区懇談会、市町村等への意見照会等を実施

② 県立高校教育改革の推進に当たっては、成果や有効性について継続的に検証します。

- ・生徒や保護者等を対象とした高校教育に関する意識調査等により検証
- ・必要に応じて基本方針を見直し

県民の皆様のご意見等を募集しています

青森県教育委員会では、広く県民の皆様から「青森県立高等学校教育改革推進計画 基本方針（案）」に対するご意見・ご感想をいただき、検討を重ねた上で、計画を策定したいと考えています。

多くの皆様のご意見・ご感想をお待ちしています。

◇ご意見・ご感想の宛先

〒030-8540 青森市新町2-3-1 青森県教育庁高等学校教育改革推進室
電話 017-734-9866 ファックス 017-734-8003

詳しくは、[青森県立高等学校教育改革](#) 検索
ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenritukoutougakkouyoukukaikaku.html>
メールアドレス E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

